

Q 新設された電力取引監視等委員会と公正取引委員会の役割分担のあり方は？

佐藤 佳邦

【電力監視委と公取委の規制の並立】

小売全面自由化等に先駆けて、電力取引の監視や送配電部門の中立性確保を担う電力取引監視等委員会（以下、電力監視委）が設立された。

電力監視委は電気事業法に基づく事業者への業務改善勧告権を有し、電力取引をめぐる競争上問題のある行為を監視・規制するが、同時に公正取引委員会も独占禁止法に基づく規制を実施する。そのため、両者の規制が重複して行政資源の無駄が生じ、また、両者の判断の相違が事業者の混乱を招くなど、不適切な二重規制となりかねない。

そこで本稿では、各事業規制官庁が競争法権限を有する英国を参考に、その解決策を述べたい。

【二重規制の弊害軽減のための英国の取り組み】

英国では、電力・ガス事業の専門規制官庁であるガス・電力市場局（Ofgem）が、競争促進策を積極的に推進している。その手段として、同局には各事業法上の規制権限に加え、電力・ガス分野に限り競争法（独禁法）の執行権限が付与されている。

しかし競争当局（競争市場庁・CMA）も同分野での競争法執行が可能のため、両者の調整と二重規制回避のための仕組みが必要になる。そこで、英国は、以下の手続を設けて、事業者の負担軽減と行政資源の効率化を図っている。

まず、Ofgem又はCMAが競争上問題のある行為を発見した場合は、その旨を他方へ書面で通知する（図中の・）。その後、協議が行われ（同）、両機関の合意により当該事件を担当する機関が決定される（同）。合意に至らない場合は、CMAが裁定により決定する（同）。合意又は裁定による決定までは、当該事件についてはいずれの機関も競争法権限を行使できない。どちらの機関が事件を担当するかを判断する際には、当該事業分野における専門的知見の要否や、複数事業分野に跨がっているか否かなどが総合的に考慮される。

これに加え、英国競争ネットワーク（UKCN）という会議体を設けて、CMAとOfgem（及びその他の事業規制官庁）が綿密な情報交換を実施している。これを通じて、専門的知見の共有や、両機関の齟齬の解消と規制の効率化に努めている。

【適正かつ効率的な電力取引規制に向けて】

我が国の電力監視委の規制に対しては、以下を指摘したい。

まず、二重規制による弊害防止の観点から公取委との綿密な連携を求めたい。一般的な指針の策定に留まらず、個別事案に関する情報共有やそのためのルール作りが必要であろう。次に、すでに独禁法で対応可能な行為を新たにその規制対象とすることは、不適切である。具体的には、制度設計WGでは電力監視委が監視すべき行為として、「特定の競合相手を

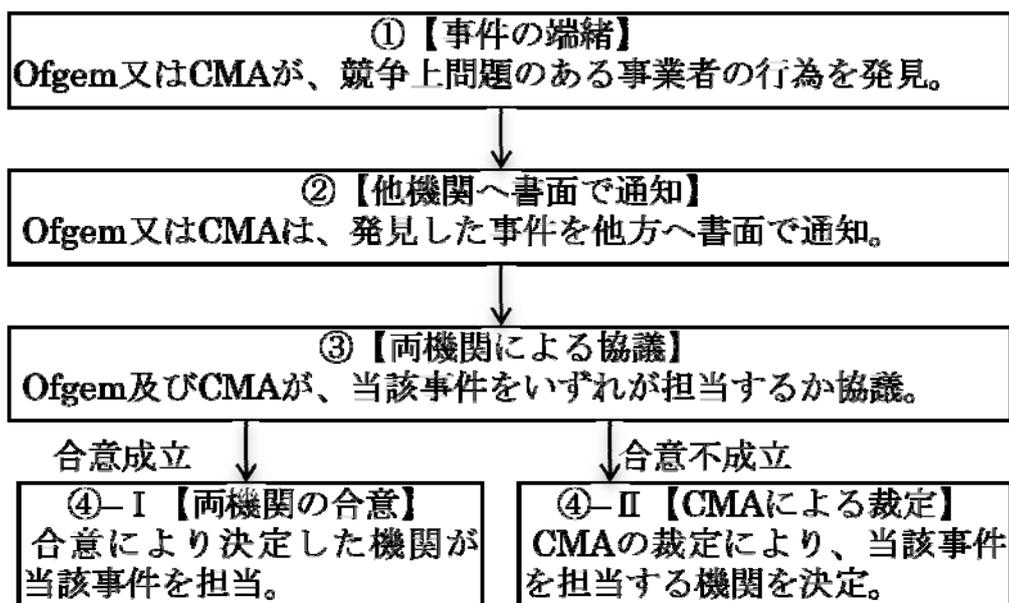
市場から退出させる目的で、競合相手と交渉している需要家に対し、不当に安い価格を提示すること」を挙げている。しかし同様の行為は、すでに電力適正取引ガイドラインにおいて不当廉売等として独禁法で対処するとされており、屋上屋を架すものと言わざるを得ない。加えて、不当廉売規制は事業者の値下げ努力を委縮させかねないため慎重であるべきとしてきた、独禁法学の標準的な知見・議論を無視することにもなりかねない。

「電気事業法と独禁法が別個の法律である以上、二重規制はやむを得ず、むしろ当然だ」との見解もあるが、競争促進という本来の目的達成のためには、不要な二重規制は回避すべきである。

電力中央研究所 社会経済研究所 事業制度・経済分析領域 主任研究員

佐藤 佳邦 / さとう よしくに

2006年入所。専門は経済法・競争政策。



図：Ofgem と CMA による競争法の重複適用を回避するための仕組み